

～長門川水道企業団からのお知らせ～

物価高騰対策として水道料金を減免します

昨今の物価高騰の影響により経済負担の軽減を図るため、長門川水道企業団では県の補助金を活用して水道料金の一部を減免いたします。

※この減免に関するお手続きは不要です。

減免の内容

長門川水道企業団とご契約されている方のうち、主に一般家庭で使用されている口径(13mm・20mm・25mm)の水道料金(基本料金・従量料金)を20%減免します。
※料金は減免した額のご請求となります。

減免の対象期間

4か月間

(令和8年8月の検針分から令和8年11月の検針分まで)

料金表

【基本料金】(税抜き)

口径	減免前		減免後
13mm	600円	→	480円
20mm	700円	→	560円
25mm	1,400円	→	1,120円

【従量料金】(税抜き)

使用量(m ³)			減免前		減免後
1	～	10	130円	→	104円
11	～	20	180円	→	144円
21	～	30	200円	→	160円
31	～	40	220円	→	176円
41	～	50	230円	→	184円
51	～	100	280円	→	224円
101	～	1,000	300円	→	240円

【お問い合わせ先】

- ・水道料金の減免に関すること (水道課業務係) TEL0476-33-7718
- ・水道料金の支払等に関すること(上下水道お客様センター) TEL0476-80-2700